

## コロナ禍の医療福祉施設従業者に支援金 1 万円を交付

「田村市医療福祉事業者等支援金」の受付を本日から開始します

### ○ 対象者

市内に所在する下記のいずれかの事業所で働いている方

- (1) 病院、医科診療所、歯科診療所、薬局（一部の店舗を除く）
- (2) 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所
- (3) 認定こども園、保育所、幼児預かり事業所、放課後児童健全育成事業所
- (4) 地域型保育事業、幼児預かり事業、放課後児童健全育成事業

### ○ 手続き

事業所の代表者が、事業所単位で取りまとめて代理申請

- 田村市は、コロナ禍において医療・福祉・介護・保育サービスの提供を継続している市内事業所の従業者に、支援金として1人あたり1万円を交付します。
- この支援金は、新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされながらも、市民生活に欠かせない医療福祉サービスを担う方々の士気を保ち、雇用の維持につなげることを目的に交付するものです。
- 市では、本年11月末まで申請を受け付け、事業所を通じて年内に支援金を交付する予定です。制度の詳細は、田村市ホームページをご確認ください。

### <田村市医療福祉事業者等支援金のご案内>

<https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/9/corona-shienkin.html>